

リハビリセンター あしすと 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社あしすとが開設するリハビリセンター あしすと（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び第一号通所事業通所型サービス（以下「通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある被保険者及び事業対象者に対し適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 事業者名称 株式会社あしすと
代表 藤井 孝光
- 2 所在地 東京都荒川区東日暮里1丁目16番1号モンシェール三ノ輪1B
- 3 指定事業所名称 リハビリセンター あしすと
管理者 原田 節子
- 4 事業所所在地 東京都荒川区東日暮里1丁目16番1号モンシェール三ノ輪1B
電話番号：03-6806-8691

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者
生活相談員 1名以上
介護職員 3名以上
生活相談員は、通所介護等の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画又は第一号通所事業計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護、機能訓練その他必要な業務の提供にあたる。
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 4 看護職員 訪問看護ステーションとの連携体制
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 月曜日～金曜日 8時30分から17時00分
ただし、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目 サービス提供時間帯（月曜～金曜） 午前9時から午後12時15分 定員18人
- 2 単位目 サービス提供時間帯（月曜～金曜） 午後1時15分から午後4時30分 定員18人

(通所介護等の提供方法、内容)

第7条 通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 3 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 4 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者との連携等)

- 第8条 1 通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の実地実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護等の提供が困難と認めた場合は、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 1 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する
- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護等の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者等は、通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項または第115条の45の3第3項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、下記の【利用料金表】によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスである時は、負担割合証の割合に準じた額とする。
- 2 第12条の通常の事業の実施地域を超えて行なう送迎の交通費、その他介護保険給付対象外のサービス利用料については、下記の【その他の費用】に定める額を徴収するものとする。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

【料金表】

1) 地域密着型通所介護費

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	415単位/日	476単位/日	538単位/日	598単位/日	661単位/日
利用料	4,523円	5,188円	5,864円	6,518円	7,204円
自己負担1割	453円	519円	587円	652円	721円
自己負担2割	905円	1,038円	1,173円	1,304円	1,441円
自己負担3割	1,357円	1,557円	1,760円	1,956円	2,162円

※新型コロナウイルス感染症への対応に関わる特例的な評価：令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間において、基本報酬に0.1%上乗せとする

・加算

サービス項目	単位数	利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	85単位/日	926円	93円	186円	278円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	218円	22円	44円	66円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	1,635円	164円	327円	491円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	436円	44円	88円	131円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数合計の5.9%				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	算定した単位数合計の1.0%				
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日	65円	7円	13円	20円

2) 第一号通所事業通所介護費

要支援度	要支援1	要支援2	要支援2(週1回程度利用)
単位数	1,672単位/月	3,428単位/月	1,714単位/月
利用料	18,224円	37,365円	18,682円
自己負担額(1割)	1,823円	3,737円	1,869円
自己負担額(2割)	3,645円	7,473円	3,737円
自己負担額(3割)	5,468円	11,210円	5,605円

※新型コロナウイルス感染症への対応に関わる特例的な評価：令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間において、基本報酬に0.1%上乗せとする

・加算

サービス項目	単位数	利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
運動器機能向上加算	225単位/月	2,452円	246円	491円	736円
事業所評価加算	120単位/月	1,308円	131円	262円	393円
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位/回 (6月に1回)	218円	22円	44円	66円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	436円	44円	88円	131円
介護職員処遇改善加算 I	算定した単位数合計の5.9%				
介護職員等特定処遇改善加算 II	算定した単位数合計の1.0%				
サービス提供体制強化加算 III	支援1:24単位/ 月 支援2:48単位/ 月	支援1:261円 支援2:523円	支援1:27円 支援2:53円	支援1:53円 支援2:105円	支援1:79円 支援2:157円

3) その他の費用

①介護保険給付対象外のサービス利用料

※1、2、3：必要に応じて発生する費用

おやつ代	100円（1回）	ご利用の際にはおやつを提供いたします。
リハビリパンツ代※1	120円（1枚）	当施設のものを使用した場合。
その他日常生活費※2	必要に応じた金額	アクティビティ（作品作り）等を行なった場合。
通常の実施地域を越える交通費 ※3		通常の実施地域を越えて1kmにつき100円

②キャンセル料

a) サービス利用予定日の前日午後3時30分までにご連絡を頂いた場合...負担なし

b) サービス利用予定日の前日午後3時30分以降にご連絡を頂いた場合...通常利用時の利用料一部負担あり

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、荒川区、台東区とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 通所介護従事者は、通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2 通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図る。
防火責任者 管理者
避難訓練・防災訓練 年1回予定

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第19条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後1か月以内
二 継続研修 年1回以上
2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社あしすと及びリハビリセンター あしすとの管理者により定めるものとする。

(個人情報の保護)

第21条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が

策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド

ス」

を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

は

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での通所介護等の提供以外の目的で

原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはそ

の

家族、代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のために必要な措置)

第22条 1 事業者は、虐待防止のための指針を整備し、委員会の設置・運営をする。また、従業者への研修を定期的開催し、周知・対策の徹底を図ることとする。

・虐待防止担当者 弓削多 正彦

2 事業者は、通所介護等の提供中に、当該従業者及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第23条 1 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所を行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は区市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(感染症対策の強化)

第24条 定期的な委員会の開催、平時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備、従業者への研修・訓練を実施し、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。

(ハラスメント対策の強化)

第25条 ハラスメントは、介護職員への影響だけでなく、利用者自身の継続的で円滑なサービスへの支障にもなり得るため、下記行為が確認された場合は、利用者又はその家族と協議し、双方合意した上で契約を解除することとする。

1 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースも含む）

2 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

3 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第26条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画を策定し、従業者への研修・訓練を定期的に行うものとする。

(DX推進リーダーの任命)

第27条 介護DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上をけん引する職員をいう。

2 法人は、介護DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXによる生産性向上に継続的に取り組む体制の構築に当たらせる。

附 則

この規程は、平成26年 9月 1日から有効とする
平成27年10月13日 一部改定
平成28年 4月 1日 一部改定
平成28年10月21日 一部改定
平成29年 4月 1日 一部改定
平成30年 4月 1日 一部改定
令和 元年10月 1日 一部改定
令和 3年 4月 1日 一部改訂
令和 6年 4月 1日 一部改訂
令和 6年 7月 1日 一部改訂